情報通信基盤施設利用料が有料化に移行した場合の基本サービス受信に係るフローチャート

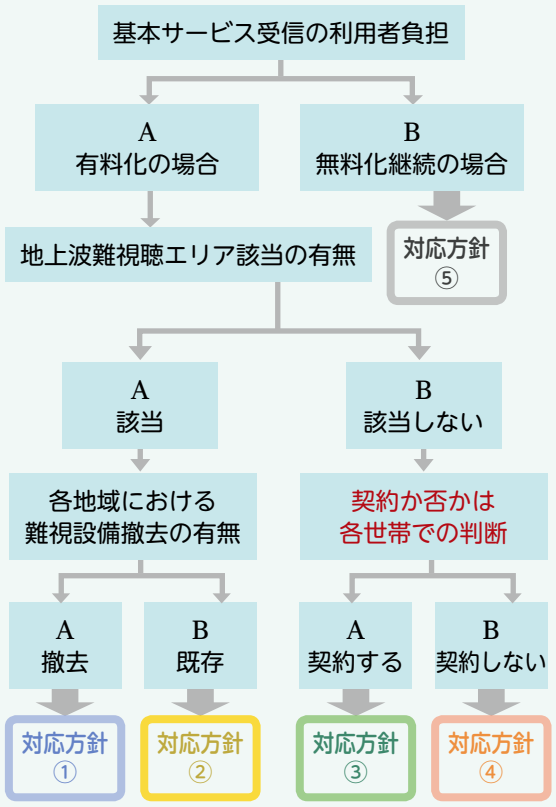

高森町では過疎債ソフト事業（国からの補助）の活用により住民の皆さんからの負担がなく情報通信基盤施設の利用が可能となっています。しかし、「高森町情報通信施設利用の今後のあり方に関する提言」の中では、国の制度変更による過疎債の借り入れ可能額の減額や何らかの理由により町の財政状況が悪化した場合には遅延なく利用者負担の開始を判断することとされました。有料化に移行した場合の基本サービスについては、お住まいの地域により以下の対応方針となります。

※基本サービス＝行政情報サービス（ＴＰＣ）＋地上デジタル波放送　再送信サービス

対応方針 ①
・将来的な有料化に共聴組合で合意の上、施設撤去が実施されています（＝有料化の契約が必要）
・月額料金1，100円（税別）を光ネットワーク㈱へ支払い基本サービスを受ける

対応方針 ②
・行政情報サービス（ＴＰＣ）を契約しない場合は既存施設を通じ地上デジタル波放送を受信（従来どおり共聴組合費用は必要）
・解約対策費用は1年以上の契約となる為、現契約の解約手数料は発生しません

対応方針 ③
・月額料金を光ネットワーク㈱へ支払い基本サービスを受ける

対応方針 ④
・行政情報サービス（ＴＰＣ）の停止
・停止後ＴＰＣの再契約を希望する世帯は、工事費用（5万円）が必要となります。ただし、行政情報サービスの提供を契約されない場合はブロードバンドの契約もできません。
※これは、基本サービスの契約が基本となりそのオプションサービスとして光ブロードバンドのサービス提供となるためです。つまり、引込設備は基本サービス契約の上で提供するもので、この設備がないとオプションサービスを提供することが、システム上できません。

対応方針 ⑤
町内全世帯に対して継続してＴＰＣの徹底利用による「情報共有・共感の高森町」を推進

有料化に移行した場合の難視聴地域解消対策は町が積極的に行います

高森町つながるひかり通信基金の設置について

高森町では、情報通信基盤施設の安定的運営及び住民のみなさんが情報通信基盤により受けるサービスの永続的確保のため、各地域への情報通信環境改善等費用の支援（＝難視聴地域の解消対策）や、大規模災害等の不測の事態により町内に本社を置く通信事業者に重大な損失が生じ、高森町内で長期にわたり光ブロードバンドサービスが停止し住民生活に支障をきたす恐れがある場合に、当面の施設復旧費用等を貸付けることを目的に高森町つながるひかり通信基金を平成30年3月に設置しました。この基金の設置により、「情報共有・共感の高森町」に資する取り組みの推進や大規模災害等不測の事態が生じた際に、災害復旧に関してスピード感をもった対応が可能となります。

【第5回】（最終回）今後の情報通信基盤施設利用については広報たかもり10月号に掲載します。

問 政策推進課　政策企画係
☎62－1111
内線 155

消防

南部分署

問 ☎62－9034　火災・救急119

ご存じですか？　～救急車の適正利用～

『緊急』ですか？

近年、救急車の出場件数が増加しています。搬送された人のうち約半数が入院を必要としない軽症という現状です。「指先を切った」「日焼けが痛い」などの理由で救急車を呼ばれる人もいます。本来、救急車は怪我や病気で命の危険がある人を迅速に搬送するためにあります。

南部分署や野尻草部分駐所では1件出場すると完結するまで2～3時間はかかります。その間、緊急性の高い重症者に接触するのに遅れが生じることもあります。本当に救急車を必要としている人のためにも救急車の適正利用にご協力をお願いします。

急病のときは・・

下図のような症状が出た場合はすぐに救急車を呼んでください。また、現在スマートフォンの普及によりアプリを活用した救急受診アプリ「Q助」というものがあります。該当する症状を選択すると必要な対応を表示します。

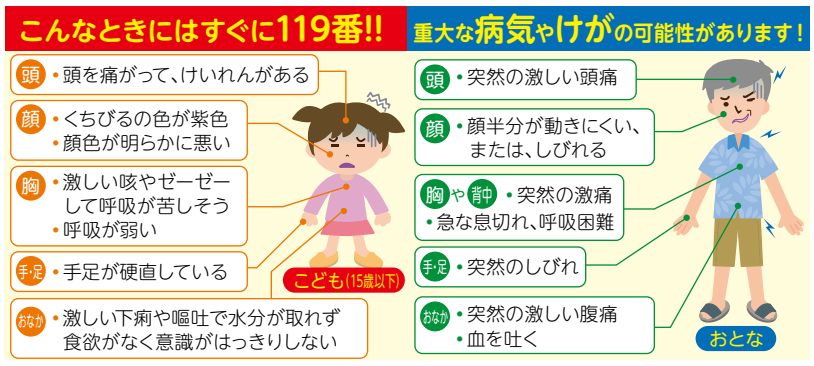

また、子供の急病電話相談として「#8000」というものがあります。様子を見たほうがいいのか、病院を受診した方がいいのか看護師や小児科医が相談にのります。なお、こちらは19時～翌日の5時までとなっています。

全国版救急受診アプリ
Q助 きゅーすけ